

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

法人税・法人事業税の税率引き下げ

Q：平成11年度の税制改正では、法人税と法人事業税の税率が引き下げられたようですが、どの程度引き下げられたのでしょうか。

A：法人課税の実効税率が40%程度に引き下げられました。

【解説】

平成11年度の税制改正では、法人課税体系の再構築を念頭に、景気回復に配慮し、さらにわが国の国際競争力を維持、強化する観点から、次のように法人税と法人事業税の税率の引き下げが行われました。

(1) 法人税

	改正前	改正後
普通法人の税率	34.5%	30%
中小法人の軽減税率	25%	22%

(2) 普通法人の法人事業税標準税率

	改正前	改正後
年400万円以下の所得	5.6%	5%
年400万円超800万円以下の所得	8.4%	7.3%
年800万円超の所得及び清算所得	11%	9.6%

(3) 普通法人の実効税率

	改正前	改正後
年400万円以下の所得	33.07%	29.33%
年400万円超800万円以下の所得	34.80%	30.85%
年800万円超の所得及び清算所得	46.36%	40.87%

今回の改正は、平成11年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

